

公 告

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び杵築市契約事務規則（平成23年杵築市規則第19号）第25条の規定に基づき公告する。

平成28年8月19日

杵築市長 永 松 悟

本案件は、電子入札システムを利用して行う電子入札対象案件である。

電子入札の取扱いは、この公告に定めるもののほか杵築市電子入札運用基準による。

第1 競争入札に付する事項

- 1 工 事 名 新杵築市立図書館建築工事
- 2 工 事 場 所 杵築市大字南杵築
- 3 工 期 契約締結日の翌日から平成29年11月30日まで
- 4 工 事 概 要 鉄筋コンクリート造 地上2階建て（屋根鉄骨造）
・延床面積2,091.15㎡、建築面積1,979.60㎡
・建築工事一式
- 5 予 定 価 格 437,470,000円（この金額は消費税及び地方消費税を除いた金額である。）
- 6 最低制限価格 393,723,000円（この金額は消費税及び地方消費税を除いた金額である。）
- 7 入 札 方 式 価格と技術力等を評価し、総合的に優れた調達を行うため、地方自治法施行令第167条の10の2に規定する総合評価落札方式によるものとする。

第2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本案件については、次の1から12のすべての競争参加資格を満たしている者に限り入札参加を認める。

- 1 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 2 杵築市が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期に関する要綱（平成17年杵築市告示第50号）により、建築一式工事について入札参加資格の認定を受けている者であること。
- 3 杵築市工事指名競争入札参加資格者指名停止基準（平成17年杵築市告示第53号）に基づく指名停止措置を受けている期間中でないこと。
- 4 開札予定日以前3ヶ月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- 5 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定に基づく整理開始の申立て若しくは通告、破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定

が確定した者を除く。)でないこと。

- 6 平成28年度における建築一式工事が、A等級に格付されていること。
- 7 建築一式工事について、建設業法第3条第1項第2号の規定による特定建設業の許可を受けている者であること。
- 8 平成28・29年度杵築市建設工事競争入札参加資格者名簿に、大分県内に本店を有する者、又は九州管内に本店があり、大分県内に支店、営業所等(本店から契約締結権限等委任された支店・営業所等に限り。)を有する者として登録されていること。
- 9 平成18年度以降(平成18年4月1日から公告の日まで)に、九州管内において、国・大分県又は大分県内市町村発注の工作物(建築物)で鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、延床面積が2,000㎡以上の新築、増築又は耐震補強工事を請負い、履行した実績を有すること。(工事は元請で完成したものに限り。また、共同企業体の構成員としての実績は出資比率50%以上のものに限り。)
- 10 上記9の工事実績について、大分県内に本店がある者は総合評定値P点が950点以上、九州管内に本店があり大分県内に支店、営業所等がある者は総合評定値P点が1,500点以上であること。
なお、総合評定値P点については、建設業法第27条の29の規定に基づく総合評定値通知書のうち、建築一式工事に係るものとし、審査基準日が平成26年10月1日から平成27年9月30日の間で直近のものとする。
- 11 次に掲げる基準をすべて満たす主任(監理)技術者を当該工事に専任で配置できること。
 - (1) 建設業法による一級建築施工管理技士の資格を有する者又は建築士法による一級建築士の資格を有する者であること。
 - (2) 発注業種において、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
 - (3) 現場代理人又は主任(監理)技術者として平成18年度以降(平成18年4月1日から公告の日まで)に国・大分県又は大分県内市町村発注による工作物(建築物)で鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で延床面積2,000㎡以上の新築、増築又は耐震補強工事に従事した経験を有する者であること。(工事は元請で完成したものに限り。また、共同企業体の構成員としての実績は出資比率50%以上のものに限り。)
 - (4) 開札予定日の3ヶ月以上前に雇用された者であること。
- 12 入札書類の提出期限までに大分県共同利用型電子入札システム上で杵築市に対する利用者登録が完了していること。

第3 総合評価に関する事項等

1 総合評価の方法

入札に参加しようとする者は、技術力等に関する資料(以下「技術資料」という。)を提出することとし、提出された技術資料に基づき、2により評価値を算出し評価する。

2 評価項目及び評価基準 評価項目及び評価基準は別表1によるものとする。

(1) 評価値の算出方式評価値は、次の算出方式により算定する。

ア 評価値＝技術評価点／入札価格×(定数1,000,000)

イ 技術評価点＝標準点＋加算点

なお、入札価格の単位は円とする。また、評価値は小数点第5位まで表示する。(小数点第6位を四捨五入)

(2) 技術評価点

競争参加資格を満たす入札参加者全員に標準点(100点)を与え、さらに別表1により評価した評価項目について、10.0点の範囲で加算点を加える。

(3) 加算点の算出方法

別表1の評価項目及び評価基準に基づき、それぞれの得点合計を加算点とする。

第4 入札手続等

1 担当課

郵便番号 873-0001 杵築市大字杵築377番地1

杵築市役所本庁舎2階 財政課契約係 TEL0978-62-1803 (内線228)

2 本公告内容の交付期間、場所及び交付方法

(1) 交付期間 平成28年8月19日(金)から平成28年9月12日(月)までの土曜日、日曜日及び祝日等を除く毎日、午前9時から午後5時まで(正午から午後1時を除く)

(2) 交付場所 第4の1に同じ。

(3) 交付方法 交付については、直接交付によるほかインターネット(大分県共同利用型入札情報サービスシステムhttps://www.t-elis.pref.oita.lg.jp/DENTYO/GPPI_MENU)も行う。

3 設計図書等の閲覧期間及び場所

(1) 閲覧期間 第4の2の(1)に同じ。

(2) 閲覧場所

杵築市大字杵築1番地1

杵築市立図書館1階 社会教育課図書館建設推進室 TEL0978-62-0202

※設計図書等が記録された電子媒体を貸し出す。

4 設計図書等に対する質問及び回答

(1) 質問方法及び宛先 Eメールで財政課あてに申し出ること。

(Email: zaisei@city.kitsuki.lg.jp)

ア 提出期間 平成28年8月19日(金)から平成28年9月1日(木)午後5時まで

イ 回答内容と方法 質問及び質問に対する回答を杵築市公式ウェブサイトに掲載する。

ウ 回答掲載期間 平成28年9月6日(火)から平成28年9月12日(月)まで

5 競争入札参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料(以下「競争参加資格証明資料」という。)及び技術資料(以下「技術資料等」という。)の提出期間及び方法等

(1) 提出期間 平成28年8月19日(金)から平成28年9月7日(水)午後5時まで

(2) 提出方法 原則、電子入札システムによるものとする。なお、添付する書類の作成アプリケーション及びバージョンは、次のとおりとする。

ただし、当該ファイルの保存時に損なわれる機能は作成時に利用しないこと。

使用アプリケーション	ファイル形式
Microsoft Word	Word97 からWord2007 のバージョンでの保存
Microsoft Excel	Excel97 からExcel2007 のバージョンでの保存
その他のアプリケーション	PDFファイル(Acrobat3からAcrobat11のバージョンで作成のもの)

※ 上位バージョンのアプリケーションを使用している場合は、ファイルの保存形式を上記の形式にして保存すること。

(3) 技術資料等は、所定の様式により作成すること。

ア 競争参加資格証明資料及び技術資料の提出について〔別記様式1〕

イ 企業に対する評価及び競争参加資格等〔技術資料様式2〕

ウ 品質管理・環境マネジメントシステム取り組み状況〔技術資料様式3〕

エ 配置予定技術者に対する評価及び競争参加資格等〔技術資料様式4〕

オ 防災協定締結状況確認書〔技術資料様式5〕

- カ 証明書〔技術資料様式5-2〕
- キ 市内企業の活用計画〔技術資料様式6〕
- ク ボランティア活動実績申告書〔技術資料様式7〕
- 6 その他
 - ア 技術資料及び競争参加資格証明資料の添付資料は、兼ねることができるものとする。
 - イ 技術資料の作成、提出に係る費用は、提出者の負担とする。
 - ウ 提出された技術資料等は、競争参加資格の確認及び評価値の算出以外に使用しない。
 - エ 提出された技術資料等は返却しない。
 - オ 提出期限日の翌日以降における技術資料等の差換え、追加及び再提出は認めない。
- 7 現場説明会 実施しない。
- 8 入札保証金 免除とする。
- 9 入札及び積算内訳書の提出
 - (1) 入札書及び積算内訳書の提出期間
 - 平成28年9月8日(木)午前9時から平成28年9月12日(月)午後5時まで
 - (2) 入札方法
 - 原則、電子入札システムによるものとする。
 - (3) 入札執行回数
 - 原則として初度のみの1回とする。
 - (4) その他
 - ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - イ 予定価格及び最低制限価格の事前公表を行う。
 - ウ 入札に際し、入札金額に対応した工事費内訳書を提出しなければならない。(工事費内訳書については別添の見積参考資料の様式を用いること。)
 - 提出方法は、原則として電子入札システムによるものとするが、電子入札システムにおける添付データについては、容量の制限(3MBまで)があるので十分留意すること。
 - エ 積算内訳書の作成に当たっての留意事項
 - 住所、商号又は名称、代表者又は受任者氏名、捺印(電子入札システムにより提出する場合は不要)、記載内容は最低限、閲覧設計書に示す費目、工種、施工名称、数量等に基づき、入札額の根拠とした単価、金額などを明記すること。
 - * 直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の合計が工事価格計(消費税及び地方消費税を除く。)と一致していること。
 - * 工事価格の一括値引きをしないこと。ただし、工種別又は種目別内訳書内での値引き及び調整は認める。
 - * 工事費内訳書提出後の差替え、再提出又は撤回はできない。
 - オ 入札に参加する者が1者である場合においても、原則として入札を執行するものとする。

第5 開 札

- (1) 開札予定日時 平成28年9月13日(火)午前9時
- 開札場所 杵築市大字杵築377番地1 杵築市役所本庁舎2階第2会議室
- (2) 開札の立会い

- ア 開札は、公告で指定する日時、場所において、入札参加者のうち希望する者の立会いの下に行うものとする。ただし、入札立会人となるべき者がいない場合は、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせるものとする。
- イ 立会いを希望する場合には、平成28年9月12日（月）午後5時までに財政課契約係に電子入札の立会いを申し出ること。
- ウ 入札参加者の代理人が立会人となるときは、委任状を提出すること。
- エ 電子入札案件の立会いについては、杵築市電子入札立会要領の定めるところによる。

第6 競争参加資格の事後審査及び落札決定

- (1) 開札後、入札参加者の技術提案等による評価項目を評価し、入札価格が予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、評価値の最も高い者を落札候補者とする。ただし、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、くじにより落札候補者を決定するものとする。
- (2) 競争参加資格の確認は、評価値が決定した後に行うものとする。ただし、評価値の審査の段階で、競争参加資格を満たしていないと確認した場合、その者のした入札は、それ以降無効として取り扱うものとする。
- (3) 落札候補者が競争参加資格を満たしていると確認したときは、確認した日をもって当該落札候補者を落札者として決定するものとする。ただし、競争参加資格を満たしていないと確認したときは、予定価格の制限の範囲内で有効な価格をもって申込みをした他の者のうち評価値の最も高い者であって、かつ、競争参加資格を満たしている者を落札者として決定するものとする。
- (4) (3)により競争参加資格を満たしていない者が行った入札は、無効とし、その結果を通知する。
- (5) 落札者の決定は、原則として開札日の翌日から起算して5日（土曜日、日曜日及び祝日等の休日を含まない。）以内に行うものとする。ただし、評価値の最も高い者が競争参加資格を満たしていない場合は、この限りでない。
- (6) 落札者は、契約担当者が別途指定する仮契約書を落札決定日から（落札決定日を1日目とし）7日以内（7日目が閉庁日の場合は次の開庁日まで）に本庁舎財政課契約係まで提出すること。
- (7) 当該工事請負契約の締結は、杵築市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年杵築市条例第53号）第2条に規定する杵築市議会の議決事項であり、当該入札の落札決定後に落札者との間に仮契約を締結し、議会議決後に落札者が契約の保証を付し、契約担当者が契約の保証が付されたことを確認した日をもって本契約となるものである。

第7 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、第5の通知の日の翌日から起算して7日（土曜日、日曜日及び祝日等の休日を除く。）以内に、契約担当者に対して、競争参加資格がないと認められた理由についての説明を書面（様式は自由）を持参して求めることができるものとする。
なお、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (2) (1)の書面を提出した者に対する回答は、説明を求めた者に対し、原則として説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して5日以内に行うものとする。
- (3) (1)の書面の提出場所は、第4の1の担当課とする。

第8 契約保証金

- 1 契約者は、杵築市契約事務規則第6条の規定により、契約金額の100分の10以上の次のいずれかの契約保証を付さなければならない。
 - (1) 契約保証金の納付

- (2) 契約保証金に代わる担保となる利付き国債の提供
 - (3) 銀行又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証
- 2 次のいずれかに該当する場合には、契約保証金が免除される。
- (1) 契約者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
 - (2) 契約者が保険会社との間に杵築市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

第9 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

- (1) 入札者としての資格のない者のした入札
- (2) 競争に際し、不当に価格をせり上げ、又は引き下げる目的で他人と連合したと認められる者のした入札
- (3) 同一の入札について2以上の入札をした者の入札
- (4) 同一の入札について2以上の入札者の代理人となった者のした入札
- (5) 入札金額を訂正した入札
- (6) 予定価格を上回る入札
- (7) 最低制限価格を下回る入札
- (8) 入札金額、住所、氏名、押印その他入札要件を認定しがたい入札
- (9) 郵送による入札
- (10) 電子入札にあつては、市長が指定する認証方法を用いない者のした入札
- (11) 電子入札にあつては、契約担当者の使用に係る電子計算機に到着した入札金額等の電磁的記録が書き換えられた入札
- (12) 公告に示した競争参加資格のない者の入札
- (13) 申請書又は資料を提出しなかった者のした入札
- (14) 申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札
- (15) 提出期限までに積算内訳書を提出しなかった者のした入札
- (16) 積算内訳書の工事価格計（消費税及び地方消費税を除く。）又は業務価格計（消費税及び地方消費税を除く。）が、入札価格と一致していない者のした入札
- (17) 積算内訳書の積算根拠、金額その他の内容について説明を求めた場合において、正当な理由なくこれを拒否した者のした入札

第10 その他

- 1 建設業法に定める経營業務の管理責任者及び営業所専任技術者は、現場代理人、専任の主任（監理）技術者として申請できない。
- 2 契約担当者は、開札後、落札決定をするまでの間に落札候補者が次の（1）又は（2）のいずれかに該当した場合、契約担当者は当該落札候補者の行った入札を無効にするものとする。

この場合、契約担当者は当該落札候補者の行った入札を無効にしたことに伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。

 - (1) 指名停止等措置基準に基づく指名停止を受けたとき（杵築市指名停止等措置基準に基づく指名停止措置要件に該当するに至った場合を含む。）。
 - (2) 入札公告に掲げる競争参加資格の要件を満たさなくなったとき。
- 3 契約担当者は、落札決定後、契約締結（議会案件の場合は、仮契約後の議会議決）までの間に落札

者が、2の(1)又は(2)のいずれかに該当した場合は、落札決定の取消又は仮契約の解除を行うことができるものとする。

この場合、契約担当者は落札決定の取消又は仮契約の解除に伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。

- 4 落札者(落札候補者、最低価格入札者、仮契約者及び契約者を含む。)は、入札後に2の(1)又は(2)のいずれかに該当した場合は、契約担当者に速やかに申し出ること。
- 5 入札参加に係る全費用は、入札参加希望者の負担とする。
- 6 入札者は、開札後、入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- 7 その他不明な点は、杵築市財政課契約係まで照会のこと。

〔電話 0978-62-1803 内線228〕